

答 申 第 1 4 6 号  
平成16年 2月16日

千葉県代表監査委員  
蕨 悦雄 様

千葉県情報公開審査会  
委員長 麻生 肇

異議申立てに対する決定について（答申）

平成9年11月18日付け監査第140号の1による下記の諮問について、  
次のとおり答申します。

記

平成9年5月2日付けで異議申立人から提起された平成9年3月26日付け  
監査第142号で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定に  
ついて

答 申

1 審査会の結論

千葉県代表監査委員（以下「実施機関」という。）は、非公開とした情報のうち、監査委員（県議会議員である監査委員を除く。）に係る旅行命令票の住所の記載及び監査委員事務局職員に係る旅行命令票の「級・号給」欄の記載の部分を除く部分を公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成9年3月26日付け監査第142号で行った「監査委員及び事務局職員の平成7年度の出張旅費」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

公務員が公務遂行のために旅行する場合の公費（旅費）支出関係書類の内容は、旅行者個人の氏名や金額等が判明する場合も含め、私人としてのプライバシー保護に配慮する必要がある情報とはいえない。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

本件文書には、以下のとおり千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号）による廃止前の千葉県公文書公開条例（昭和63年千葉県条例第3号 以下「旧条例」という。）第11条第2号に該当する部分があり、当該部分は公開しないことができるものである。

(1) 支出負担行為支出伝票中、旅費受給者の氏名、旅費等代理受領人の氏名、金融機関名、預金種目、口座番号、旅費受給者の氏名及び旅費等代理受領人の氏名

これらの情報は、いずれも個人に関する情報であり、これを公開した場合、特定個人が識別される。

また、旅費等代理受領人の口座に関する情報は、旅費等の代理受領の権限を委任された代理受領人が自ら開示した者以外の者に対しては公開せず

に内部情報として管理するのが通常であり、公開しないことができる情報に該当する。

(2) 支給額内訳書中、支給額、氏名及び受領印

支給額内訳書には旅費の支給を受ける職員名が記載されているからこれを公開した場合、特定の個人が識別される。

また、支給額の一部と旅行者の印影については、これを公開すると、本件文書及び千葉県職員録等の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別される。

(3) 旅行命令票中、旅行者の勤務部課（所）の名称、旅行者の氏名、職名、級・号級、旅行命令権者の決裁欄の印影、命令受領者の印影、請求者の氏名及び印影

旅行者及び請求者の氏名欄には、個人名が記載されており、これは特定の個人が識別される情報である。

また、旅行者の勤務部課（所）の名称の一部、職名、決裁欄の印影の一部、命令受領者の印影は、これを公開すると、(2)と同様に本件文書及び千葉県職員録等の情報と組み合わせることにより特定の個人を識別することが可能となる。

旅行者の級・号級については、これを公開した場合、一般行政職給料表等の情報と組み合わせることにより当該職員の給与が推測される。給与の支給額は、収入に関する情報として、個人に関する情報であることが明らかである。

なお、旧条例第11条第2号は、「個人に関する情報であつて特定個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書については、同号ただし書に該当しないかぎり公開しないこととできる」旨規定し、また、旧条例第3条においては「実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。」ことを規定している。

これは、公開を原則とする公文書公開制度の下でも、個人に関する情報については、個人の尊厳を守る立場から、正当な理由なく公にされることがあつてはならないことを明らかにしたものである。

#### 4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本文書は、監査委員及び監査委員事務局職員（以下「監査委員等」という。）の平成7年度分の旅行命令票並びに当該旅行に係る旅費の支給のために作成された支給額内訳書及び支出負担行為支出伝票であり、記録された情報及び実施機関が非公開とした情報はそれぞれ以下のとおりである。

#### ア 旅行命令票

旅行命令票は、旅行命令等を発する際に、旅行命令等を受ける監査委員等ごとに作成され、勤務部課（所）・在勤公署・住所欄、給料表の種類欄、職名欄、級・号給欄、氏名欄、用務欄、発令年月日欄、旅行年月日欄、旅行先欄の各欄に旅行命令等に係る所要事項が記載されているほか、各旅行命令等ごとに計算された旅費額及び当該旅行命令票に整理された旅費の合計や旅費請求額が記入されている。また、旅費請求者の記名、押印のほか命令受領者、旅行命令権者、計算者及び調査者等の印影が記録されている。

実施機関は、旧条例第11条第2号に該当するとして、旅行者の氏名、職名、級・号給、旅行命令受領者の印影、一部決裁者の印影、請求者の氏名及び印影、一部旅費額並びに監査委員に係る旅行者の勤務部課（所）の名称の部分を非公開とした。

#### イ 支給額内訳書

支給額内訳書には、旅費の支給額、旅費受給者の氏名、受領年月日及び受領印が記録されている。

実施機関は、旧条例第11条第2号に該当するとして、一部支給額、氏名及び受領印の部分を非公開とした。

#### ウ 支出負担行為支出伝票

支出負担行為支出伝票には、支出の内容、旅費受給者の氏名、人数、旅費等代理受領人の氏名、金融機関名・口座名義人・預金種目・口座番号、予算科目及び支出金額等が記載され、また執行機関及び出納機関の決裁印の印影が記録されている。

実施機関は、旧条例第11条第2号に該当するとして、受給者の氏名、旅費等代理受領人の氏名、金融機関名・預金種目・口座番号の部分を非公開とした。

### (2) 旧条例第11条第2号該当性について

#### ア 基本的な考え方

(ア) 旧条例は県政に対する県民の理解と信頼を深め、県政の公正な運営

の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、そのために県民に公文書の公開を請求する権利を明らかにすることとしており（第1条）、実施機関に対し、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしつつも、公文書の公開を請求する県民の権利を十分尊重して旧条例を解釈運用する責務を負わせている（第3条）。

このように、旧条例は、県の県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものであるところ、県の県政に関する情報の大部分は、公務員の職務に関する情報とすることができる。そうすると、旧条例が、公務員の職務に関する情報が、公務員個人の社会的活動としての側面を有することを理由に、それらが記載されている公文書をすべて非公開とすることができるものとしているとは解しがたい。

- (イ) 本件文書は、監査委員等の出張に係る旅行命令票及び旅費支給に関連する支出負担行為支出伝票と支給額内訳書であり、監査委員等の職務に関する情報が記録された公文書である。上記(ア)の考え方に立脚して判断すれば、これらに記録されている情報のうち、監査委員等の私事に関する情報以外の情報は、本号の非公開情報に当たらないといふべきである。

#### イ 具体的な判断

上記アの考え方にしたが、以下、実施機関が非公開とした情報の非公開事由該当性について具体的に判断するものとする。

##### (ア) 旅行命令票

###### a 監査委員事務局職員に係る「級・号給」欄の情報について

監査委員事務局職員に係る級・号給の情報は、旅行命令や旅費請求の内容をなすものではなく、旅費請求における旅費の算定の前提とするものであり、当該職員の「氏名」欄の記載と一体として当該職員の私事に関する情報そのものをなすものであるため、本号の非公開情報に当たるものと認められる。

###### b 監査委員に係る「給料表の種類」欄の一部及び「級・号給」欄の情報について

監査委員については、監査委員事務局職員とは異なり、給料表の適用がないため「級・号給」欄には斜線が付されているのみであり、また「給料表の種類」欄の一部には県議会議員である者について、その旨の表記があるのみである。これらが当該監査委員の私事に関する情報であるとは認められないことから、本号の非公開情報に該

当しないものと認められる。

c 監査委員に係る「勤務部課（所）・在勤公署・住所」欄の記載については監査委員のうち、住所を起点として旅費を支給される者にあつては、当該住所が本欄に記載されているが、これら住所の記載は、当該監査委員の氏名欄の記載と一体として、当該監査委員の私事に関する情報である。

しかしながら、このうち県議会議員である監査委員の住所については、県議会議員に係る情報として公表されているものであり、本号ただし書口該当すると認められる。

したがって、県議会議員でない監査委員に係る住所については本号の非公開情報に該当するが、県議会議員である監査委員に係る住所は、本号の非公開情報に該当しないものと認められる。

d 上記 a、b 及び c 以外の情報について

上記 a、b 及び c 以外の情報は、いずれも旅行命令や旅費請求の内容に関するものであり、職員の私事に関する情報を含むとは認められないことから、本号の非公開情報に当たらないものと認められる。なお、氏名欄の記載については、上記 a 及び c の非公開情報との共通の内容となっているが、この部分には私事に関する情報が含まれていないことから、上記 a 及び c 以外の情報に含まれるものとして公開されるべきものと判断される。

(イ) 支給額内訳書

支給額内訳書において、実施機関が非公開とした情報は、いずれも上記(ア)で本号の非公開情報に該当しないと判断されていることから、これらを非公開とする理由がない。

(ウ) 支出負担行為支出伝票

旅費等代理受領人は、旅費等の支給事務の便宜のために、代理受領の権限を監査委員等のそれぞれから委任された者であるが、その委任の実態として、当該所属において庶務を担当する職員がこれに当たることが通例となっており、その開設する口座についても、「リョヒトウジュリョウダイリニン」の名義で、旅費の代理受領の目的で開設され、私的な預金の管理等に使用されるものではないものと認められる。また、説明欄に記載された氏名については、当該月に命令に基づく旅行をし、旅費を受領する監査委員等のうちの一名の氏名である。そうすると、これらの情報は、監査委員等の職務に関する情報であり、当該監査委員等の私事に関する情報を含むとは認められないことから、

本号の非公開情報に該当しないものと認められる。

(3) 結 論

実施機関が非公開とした情報のうち、監査委員（県議会議員である監査委員を除く。）に係る旅行命令票の住所の記載及び監査委員事務局職員に係る旅行命令票の「級・号給」欄の記載の部分を除く部分は旧条例第11条第2号の非公開情報に該当しないので、これを公開すべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
9. 11. 19	諮問書の受理
10. 5. 27	審議
10. 5. 29	実施機関の理由説明書の受理
16. 1. 27	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
麻 生 肇	前千葉県住宅供給公社理事長	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学教授	
横 山 清 美	環境パートナーシップアドバイザー	

(五十音順：平成16年 1月27日現在)